

事務事業名	生活困窮者自立支援事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 生活支援係			
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり				電話番号	0285-83-6063		
施策名	4	低所得者福祉の充実				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ			
法令根拠	生活困窮者自立支援法					☒ 単年度繰返（開始年度平成27年度～）			
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	社会福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（年度～年度）			
事業概要	・生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策の充実・強化を図るため、平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法制度により、生活困窮者に対する支援が国で始まる。 ・本市では、必須事業である、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業である学習支援事業の計3事業を平成27年4月1日より実施している。 ・3事業は、原則として、本人の申請により、支援事業を実施する。								

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

① 手段（主な活動） 28年度実績 ・自立相談支援事業及び住居確保給付金の支給 本人及びハローワーク等の関係機関からの紹介により、面接により包括的相談 → 振り分け（就労、医療、障害等、分野別支援） → 利用申込み（本人同意） → アセスメント → プラン（案）策定 → 支援調整会議に諮り、プランを決定 → 支援の提供 → モニタリング → プラン評価 ・学習支援事業 生活保護世帯の生徒（要保護生徒）に対しては家庭訪問等により、準要保護生徒に対しては、各中学校の担任等を通して、学習支援教室を利用申込みを促す。 29年度計画 平成28年度と住宅確保給付金の支給、学習支援事業は同様 自立相談支援事業は、社会福祉協議会に委託し、同様の事業を実施	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
	ア 自立相談支援事業の相談人数	人			184	206	230
	イ 住居確保給付金申請世帯数	世帯			1	1	5
	ウ 住居確保給付金延べ支給件数	件			2	1	5
	エ 学習支援事業利用人数	人			38	41	45
	オ						
② 対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 ・自立相談支援事業：自立に関する問題を有する生活困窮者 ・住居確保給付金支給事業：離職等により経済的に困窮し、家賃等の支払いが困難となった者 ・学習支援事業：要保護・準要保護家庭の中学生で、学習支援を希望する者	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
	ア 相談支援から就労に結びついた人数	人			4	0	10
	イ 住居確保給付金受給世帯数	世帯			1	1	5
	ウ 要保護・準要保護世帯（中学生のみ）	人			144	159	160
	エ						
	オ						
③ 意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、学習支援事業の実施することにより、生活困窮者の自立の促進、および貧困の連鎖を断ち切ることに資する。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
	ア 自立相談支援事業により就労した割合	%			2.2	0	5.0
	イ 住居確保給付金により住居を確保できた割合	%			100	100	100
	ウ 学習支援事業の利用割合	%			26.4	25.8	28.0
	エ						
	オ						
④ 結果（どんな結果（上位施策）に結びつけるのか） 生活困窮状態から生活を立て直し、自立する。	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(見込)
	ア 事業を利用し、満足した割合	%			100	100	100
	イ						
	ウ						
	エ						
	オ						

(2) 総事業費の推移				単位	25 年度(実績)	26 年度(実績)	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	2,770	3,050	14,410
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	0	0	2,190	2,290	10,073
			事業費計 (A)	千円	0	0	4,960	5,340	24,483
	人件費	正規職員従事人数	人	0	0	3	3	1	
		延べ業務時間	時間	0	0	1,693	1,776	888	
		人件費計 (B)	千円	0	0	7,094	7,376	3,688	
			トータルコスト(A)+(B)	千円	0	0	12,054	12,716	28,171

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	稼働年齢層を含む生活保護世帯受給者数が増加しているほか、非正規雇用労働者や年収200万円以下の世帯など、生活困窮に至るリスクの高い層が増加している。また、生活保護受給世帯のうち、約25%の世帯主が出身世帯においても生活保護を受給しているという調査結果に見られるように、いわゆる「貧困の連鎖」が生じている。こうした中で、生活困窮者の自立促進と貧困の連鎖を断ち切るため、平成25年12月に生活困窮者自立支援法が公布され、平成27年4月1日から施行となった。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	自立相談支援事業は、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の計3名の担当職員を配置して始まったが、平成29年度から真岡市社会福祉協議会に委託する予定である。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	生活の立て直しや高校の進学ができたという声が寄せられている。

2. 1 次評価の部 ＊原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 生活困窮者自立支援法における事業は、自立を支援するものであるため。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 生活困窮者自立支援法に基づく事業であるため。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 生活困窮者自立支援法に基づくものであるから、適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地はない ☒ 向上余地がある 事務委託により自立支援相談体制の充実を図り、自立支援プランの作成を促進し、就労支援に結び付けるなどで、自立者を増やしていく。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 生活困窮者自立支援法による事業のため、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 生活困窮者自立支援法に基づく制度であり、削減できない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずに正社員以外の職員や委託でできないか（アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で対応しており、人件費の削減余地はない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 生活困窮者を対象に必要な支援を行うものであり、公平、公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☒ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☒ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☐ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上		○																					
	維持																							
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？ 生活困窮者の自立に向けた個人プランを策定し、自立に繋がる体制づくりを行う。																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上		○		維持				低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上		○																						
	維持																								
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☒ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								